

意見招請

対象国名： フィリピン共和国

業務名称： 第2 サンファニコ橋建設事業協力準備調査（QCBS）

表記案件につき、別添の特記仕様書（案）に対するご意見・コメントを募集いたします。

頂いたご意見・コメントにつきましては、個別に回答はいたしません。企画競争説明書へ適宜反映させていただきます。また、ご意見・コメントにつきまして確認させていただきたい点などある場合には、ご連絡差し上げる場合がございます。

コメント締切：	2023年5月2日（火）12:00（JST）
事業担当部署：	T0：東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 1rtd5@jica.go.jp CC：ワトソン ジェームス 和守 Watson.JamesKazumori@jica.go.jp
調達・派遣業務部担当：	契約第一課 Yoshizawa.Shinobu@jica.go.jp

別添：企画競争説明書のうち、第2章 特記仕様書（案）

第2章 特記仕様書（案）

第1条 事業の背景

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）の中期開発計画である「フィリピン開発計画 2023～2028」では「インフラ網の拡大・質的向上」が重要課題とされ、「シームレスで包摂性のある連結性の実現」が交通インフラ分野の戦略の一つとして掲げられている。同計画を踏まえ、地方都市間を結ぶ高規格道路網整備計画（フィリピン公共事業道路省（2021年））の遂行が進められているものの、ルソンやミンダナオ地方と異なり中小規模の島々で構成されるビサヤ地方では、高規格道路計画延長距離約1,400km対し、地理的条件などの障害によって実施予定の事業は1件（セブ環状道路約57km）のみである。一方、フィリピンの中でも特に貧困率が22.2%（フィリピン統計局（2021年））と高い東ビサヤ地方における人口は2010年の約4.1百万から2045年には約7.1百万に増加するとされ（フィリピン統計局（2010年））、「東ビサヤ開発計画（2017～2022年）」や「ビサヤ空間開発骨子（2015～2045年）」では人口増加に伴う交通量増大への対応や、毎年約6%以上の経済成長による貧困率の削減を実現するための物流改善策として、更なる道路ネットワークの拡充が必要とされている。

かかる状況において、地方拠点開発や国内連結性の向上を視野に全国道路網整備計画検討のためJICAが実施した技術協力「高規格道路網開発マスタープランプロジェクト（フェーズ2）（2019～2021年）（以下「M/P」という）」において、全国の高規格道路のうち緊急性や技術難度を踏まえ、整備支援の必要性が高い区間が確認された。そのうち、東ビサヤ地方のレイテ島とサマル島を繋ぐ現サンファニコ橋（全長約2,600m、トラス橋）は、日本の協力で整備され、1973年の完成から凡そ半世紀に亘り、両島を結ぶ唯一の道路として両島の経済・生活・物流を支え、また長らくフィリピン最長の橋として同地域の観光名所とされてきた。しかし、上述のM/Pにおいて、当該地域の経済発展に伴い、今後10年以内に同橋の交通容量が不足する可能性があるものの、トラス橋形式のため拡幅を行うことができない旨が確認された。また、フィリピン政府は観光資産・文化遺産として取り扱われる同橋の継続利用を望んでいることから、老朽化対策として通行車両の荷重制限等の対策に加え、床版補修等の改修計画が必要とされている。同橋の通行止めは両島間における唯一の道路交通手段を断絶することとなるため、生產品や燃料といった物品の往来が止まるなど、フィリピン国内でも最も貧困率の高い地域の1つである同地域の経済生産活動に多大な負の影響を及ぼす。

かかる状況下、既存橋で賄うことのできない交通需要への対応及び経済活動の維持・活性化を目的に、フィリピン政府は日本政府に対し、第2 サンファニコ橋の建設（本事業）を要請した。

第2条 事業の概要

(1) 事業名

第2 サンファニコ橋建設事業（以下「本事業」）

(2) 事業目的

本事業は、レイテ島とサマル島を結ぶ橋梁（第2 サンファニコ橋）およびそのアプローチ道路を建設することにより、増大する交通・物流需要への対応と両島間における交通・物流の寸断や制限による影響の最小化を図り、もって同地域の経済発展の促進に寄与するもの。

(3) 事業概要

1) 土木工事（国際競争入札（タイド）を想定）：

橋梁およびアプローチ道路建設（橋梁総延長約 5km（架橋位置による）、アプローチ道路約 4km）等

2) コンサルティング・サービス（ショートリスト方式を想定）：

詳細設計、入札補助、施工監理、維持管理能力向上支援、環境社会配慮等

(4) 対象地域

フィリピン共和国 東ビサヤ地方 レイテ島およびサマル島

(5) 関係官庁・機関

本業務の対象となる事業に関するフィリピン共和国（以下「相手国」）関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨 JICA に報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

1) 実施機関

公共事業道路省（Department of Public Works and Highways : DPWH）

2) その他関連機関

財務省（Department of Finance: DOF）

国家経済開発庁（National Economic Development Authority : NEDA）

環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources: DENR）

フィリピン沿岸警備隊（Philippine Coast Guard : PCG）

地方自治体（Local Government Unit : LGU）

(6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動

高規格道路網開発マスタープランプロジェクト（フェーズ2）

第3条 業務の目的と範囲

本業務は、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第5条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって JICA が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第6条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第4条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業の検討における位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定について、調査の過程で随時十分 JICA と協議し承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が実施機関/関係機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

一方、当該審査の過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

(想定供与額 100 億円以上 (ただし、ツーステップローン案件や灌漑・植林・制度構築案件など、本邦企業の関与が想定されない案件を除く) の案件に該当する場合) 本業務では、積算額に関する先方政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本業務においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について相手国政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかに JICA に情報共有を行うとともに、必要に応じ協議議事録を作成すること。協議議事録は、原則としてファイナルレポートに添付すること。

(2) JICA への事前説明・確認、および報告

本業務の成果 (協議資料等の中間的な成果を含む。) について相手国政府側に提示する場合には、JICA に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。相手国政府、特に実施機関との間で調査方針等にかかる合意形成が困難と思われる場合、速やかに JICA に対処方針を提案し、合意を得る。

なお、JICA への説明・確認は、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等で行う。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得ること。

(3) 審査の重点項目

本業務の成果が有償資金協力事業に対する審査の検討資料となるため、以下項目の取りまとめに際し、JICA から別途指示する基準・様式に従ってとりまとめる。

- 1) 経緯
- 2) 事業の背景と必要性
- 3) 事業概要
- 4) 技術基準の適用
- 5) 調達・施工計画
- 6) 事業費と資金計画
- 7) 事業実施スケジュール
- 8) 事業実施体制 (実施機関の概要、実施・財務能力等)
- 9) 運営・維持管理体制
- 10) 環境社会配慮、ジェンダー、気候変動対策、安全対策、横断的事項等
- 11) 事業効果 (運用・効果指標、内部収益率)

また、その他審査にあたり追加の指示を行う可能性がある。

- (4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビューおよび活用
本業務に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本業務に必要な項目について整理し、本業務で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。
- 高規格道路網開発マスタープランプロジェクト（フェーズ2）
- (5) 本事業における地理的な対象範囲
本業務における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、本事業の対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意すること。
- (6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進
本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用の可能性について「第5条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上、維持管理性の向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を JICA へ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について相手国政府と十分に協議・調整を行う。さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるように検討する。加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICA の中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関する情報は、以下の JICA のウェブサイト
(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html) を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にすること。
- (7) 環境社会配慮
本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に掲げる道路・橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないためカテゴリBに分類されている。調査の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合などは必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある（「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」2.2.7）。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。
本業務においては、国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに沿って、相手国政府の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第5条 業務の内容」に示す業務を行う。相手国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。
- Environmental Compliance Certificate (DENR)
- また本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通り。

本事業は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しないが、橋梁取り付け位置付近にマングローブが生育している。その他、希少生態系、環境保全区などへの影響について重点的な調査が必要とされる。

また、フィリピン国の環境影響評価制度である DAO 2003-30 Revised Procedural Manual Implementing the Philippine Environmental Impact Statement System (PEISS) 及び最新の DENR のガイドラインに基づき、Environmental Impact Statement (EIS) の作成及び環境影響評価 (Environmental Impact Assessment。以下、EIA という。) の実施が必要となる。なお、現時点で先住民族の存在は確認されていないが、その存在が明らかになった場合や、上記保全地区及び希少生態系への影響の蓋然性が高まった場合はカテゴリ-A となる可能性がある。この場合必要となる追加の環境社会配慮業務については、契約変更によって対応を検討する。

(8) 施工時の安全対策

本事業の実施に伴う工事安全上の留意点を整理し (例: 安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等)、(コンサルティング・サービスを含む) 事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification: JSSS) (2021 年 2 月) を参照すること。JSSS は円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、有償資金協力事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが (仏語圏/西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約については不適用)、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、相手国側の対応が求められるような事項 (用地確保や交通規制等) については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述すること。

(9) 業務実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

本事業の対象国/地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置 (渡航措置及び行動規範) に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、受注者は安全対策計画についても責任を負うこととし、JICA から提供される「安全対策ガイダンス」(2019 年 4 月) を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート (案) を作成すること。

(10) Information and Communication Technology (ICT) 技術等の活用

建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術の活用が期待されるため、本事業の工事、施工監理等に活用されることを前提に、本業務にて Construction Information Management (CIM) または Building Information Management (BIM) を導入する。調査設計段階からの 3 次元データ整備および利活用により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化、精度向上、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるもので、本業務にお

いては下記の項目における活用が想定される。また、この他にも効果的な活用方法がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 最適代替案を選定する際の意思決定補助
- 概略設計および積算精度における品質、精度、効率性の向上
- 自然環境等調査の業務監理、影響検証
- 第4条（14）にて後述の既存サンファニコ橋及び第二サンファニコ橋に係る調査、運営・維持管理計画の策定等における業務効率性向上
- 完成予想図、動画等の広報利用

加えて、測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、LiDAR、グリーンレーザー、高精細衛星 DEM、AI 判読、3次元モデルの閲覧システム等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案すること。

（11）調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、JICA では事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。このことから、本業務では可能な限り3次元データとして再現可能な調査・設計を実施する方針とし、そのデータについては後述する様式に従い JICA に提出する。なお、本業務で作成するデータ以外については、その所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、管轄機関に確認し、JICA が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を JICA と協議する。

データ形式：可能な限り無償のアプリケーションで閲覧可能なものとし、データ形式とそれらの構成を表示・管理するプロジェクトファイルとまとめて提出する。上記提出方式が困難な場合は、ベクターデータは KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。図面 PDF は位置情報を付与して提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出すること。

（12）リスク管理シート（Risk Management Framework）について

概して開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこの影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生しうる問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本調査においては、JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏めること。

（13）設計・技術・事業費の検討

1）既存調査と高規格道路としての機能

既存調査のレビューを行うものの、あくまで参考とし、本業務を通じて最適な事業内容を検討する。また、本事業は高規格道路網の一部とされる予定であることから、設計標準・車線数・線形の検討に当たっては、現時点で必ずしも高規格道路網として整備されていない既存幹線道路との接続

性のみならず、将来、周辺接続道路も含め高規格道路網として整備されることを見込んだ検討を行うこと。

2) 本邦技術の活用

本事業は、第2サンファニコ橋完工後に既存サンファニコ橋の早期改修が望まれること、また狭小かつ浅瀬のサンファニコ海峡において、建設工事による海運への影響を最小限に抑えることが望ましいため、第2サンファニコ橋の建設における工期短縮、海運業への影響最小化に寄与する技術の検討が期待される。また、事業対象地に生育するマングローブ林への影響最小化や、過積載重量車両への対応も期待される。

上記のような課題への対応として、本邦技術活用(STEP)の適用を想定している。施工方法や形式の検討にあたっては、上記条件に限らず、経済性、維持管理の利便性、耐風性を勘案するとともに、相手国政府の意向や能力を考慮したうえで、本邦技術の適用を検討すること。

3) 事業費の積算

本業務で十分に整理しきれない事項を本事業の詳細設計に申し送ることなどで、事業費が借款額を超過する事例が発生しているため、本業務内で当該リスクを整理し対応を行う。特に用地取得に関し、相手国内制度に則り、ROW以外の仮設用地の取得について実施機関ではなく施工業者が責任を持たされる事が慣例となっている事に鑑み、本体事業の応札において当該費用項目が応札額上昇の要因にならない対処方針を検討すること。

(14) 既存サンファニコ橋の維持管理に係る検討

既存サンファニコ橋(以下「既存橋」)は多くのフィリピン人にとって歴史的なモニュメントであり、文化遺産として扱われているため、DPWHは第2サンファニコ橋完工後も継続利用する意向を示している(2023年3月時点)。一方、既存橋は完工から既に50年近くが経過し、通行止めを伴う大規模改修を要する状態とされていることから、第2サンファニコ橋の建設によって代替経路が確保された後の既存橋の補修・補強・改修等、およびそのための健全度調査、長寿命化のための維持管理計画策定等を本事業のスコープに加える可能性がある。本協力準備調査では、本体事業で上記調査および改修工事を実施する可能性を踏まえ、既存橋の現況確認及び調査・工事等に必要な情報収集・分析を行うこと。詳細は第5条(8)の通り。

(15) ジェンダーへの配慮

以下の項目について確認・検討を行い、ジェンダーに関するニーズを確認すること。

1) ジェンダー関連の政策・制度

2) 全ジェンダー利用者のニーズ

3) 他の大型インフラ案件におけるジェンダー配慮の状況

4) 工事労働者の同一労働、同一賃金の徹底：全ジェンダーの雇用促進策、待遇等

5) 想定される全ジェンダー従業員の職種(賃金水準)等

6) 住民移転説明会におけるジェンダーバランス、全ジェンダーからのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な状況把握、寡婦世帯など脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置の検討

本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

(16) 施工時の法令

相手国の許認可、安全対策、河川利用、交通規制、用地取得等に関する法律・基準の情報収集と整理を行い、本事業実施時における前提条件を整理し、工程・事業費の検討に含める。

第5条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、JICAに提出する。

(2) インセプションレポートの作成・協議

- 1) 相手国政府からの要請関連資料、既存調査結果（プレF/S含む）等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプションレポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプションレポートに基づき、相手国実施機関や、関連機関、現地関連自治体等に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・必要性についての確認・整理

- 1) 道路・橋梁セクターにおける既存計画・政策、および本事業の整合性
- 2) 事業対象地における道路・橋梁セクターの現状と課題
- 3) 事業対象地における経済・社会状況、開発計画、土地利用計画、物流（海運含む）、観光、その他産業の状況
- 4) 本事業の要請経緯や内容、事業実施の必要性
- 5) 本事業の実施により想定される経済活性化・産業振興の可能性
- 6) 経済・社会・産業・インフラ分野における、他ドナーや国際機関の協力状況と将来計画

(4) 事業対象地域およびその周辺の現況調査、リスクおよび課題の抽出

- 1) 事業対象地を含む周辺地域における自然環境、社会環境、経済活動、インフラ全般、ソフトインフラ（交通、海運、物流、取り締まり規制等）、開発計画等、本事業の必要性と施工性の検討、および代替案の検討をするうえで留意すべき点を確認し、潜在的なリスク、事業における課題を整理し、対応方針を検討する。
- 2) 幹線道路、沿道、交差、用地条件等の周辺状況を把握し、あわせて工事用道路や施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎情報を把握する。
- 3) 既存サンファニコ橋とその接続道路における維持管理状況と将来計画を含む基礎情報および課題を整理し、対応方針を検討する。
- 4) 事業の計画・実施にあたり、必要な許認可を確認し、許可を得るために必要な情報・期間・費用を整理する。

(5) 代替案の検討

- 1) 既存資料や現況調査の結果および、今後の開発計画、などを踏まえ、本事業を実施しない選択肢も含め、橋梁の形式・架橋位置、アプローチ道路の線形等について比較案¹を検討する。既存・無償データの活用を前提とするが、当該データが存在しない、および当該データでは十分な情報が得られない際は衛星データ（画像・標高等）を調達する。

¹ 最初におおまかな3地域程度から最適地域を選定し、その中でさらに3案程度の架橋位置を比較検討し、加えてアプローチ道路の線形を検討するもの。

- 2) 比較案に対し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境社会影響、環境との整合等の事項を標準として技術的検討を行い、基本的な橋梁とアプローチ道路の諸元を確認する。
- 3) 検討は相手国政府と協議のもとで進め、その経過や最終的な最適案について、随時発注者に報告し確認を得る。

(6) 自然条件調査

(5)において選定された最適案の区域を対象に、概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下の例を参考に自然条件調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、および既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託も可とする。具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等）や、追加で必要とされる調査がある場合については、下記において特段の指定がない限り、プロポーザルで提案する。

- 1) 地形測量
 - ・ 基準点、水準測量など
 - ・ 河川および陸域の3次元復元が可能な計測・測量
- 2) 地質調査
 - ・ ボーリング調査
 - ・ 標準貫入試験
 - ・ 土質試験一式
- 3) 水理・水文調査（計画高水位、浸水深、洪水位、背水深の調査及び解析、超過確率年の設定）
- 4) 気象（自然災害含む）調査

(7) 交通量調査及び将来交通量の予測

対象地域の交通状況を把握するとともに、将来交通需要予測および事後評価に必要な運用効果指標等の基礎データとするために、既存の交通データを収集し、交通量調査を実施する。その場合は、現地再委託にて交通量調査を実施する。また、本事業の将来交通需要に影響を与える以下の項目を例に、及び当該交通量調査結果を踏まえ、本事業に係る将来交通量を予測する。加えて、過積載車両のデータも取得し、本事業における設計・運用・維持管理の前提条件とする。

- ・ 対象地域の土地開発計画（含む住宅地域、工業地域等）
- ・ 他交通モードの開発計画
- ・ 社会経済フレームワーク
- ・ 計画年次の設定

(8) 既存サンファニコ橋の維持管理に係る現況調査

第6条「実施方針及び留意事項」（4）に記載の通り、本事業において既存サンファニコ橋の健全度評価、運営・維持管理計画策定、補修・補強・改修等の実施を検討している。これを念頭に、本業務では当該作業の概算を算出するため、既存サンファニコ橋の現況調査を実施する。想定される調査項目は以下のとおりとし、調査足場および材料試験は現地再委託によって実施することを可とする。

- 既存調査のレビュー、調査実施計画の作成、および実施機関・関連機関との協議
- 調査

調査項目	対象部位	調査内容
近接目視点検	アプローチ：両端側で各1径間 鋼上部工：半分程度	対象範囲の損傷の有無、程度を把握する
腐食度調査	鋼上部工	腐食範囲の把握に加え、腐食程度（板厚）を把握する

- 調査報告書および調査結果の実施機関への説明・協議

上記をもって、本事業における健全度評価業務、運営・維持管理計画策定、補修・補強・改修等を実施するためにかかる費用および期間をそれぞれ事業の算積・実施スケジュールに反映する。

(9) 本邦技術の活用可能性の検討

- 1) 本事業における技術的ニーズ
本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、耐震性など）を整理する。
- 2) 活用可能な本邦技術・工法
本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。
- 3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法
借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。
- 4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法
上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。
- 5) 本邦調達比率の算定
本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

(10) 相手国政府負担事項の確認

- 1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）
工事実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。
- 2) 住民移転
住民移転について、移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。
- 3) 支障物移設
支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、実施機関の責任・役割を整理する。
- 4) 事業実施に必要な許認可
事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事实施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(1 1) 概略設計

本調査業務前段にて検討された代替案を踏まえ、自然条件調査、交通量調査・分析結果を考慮し、2車線と4車線のケースにて、BIM/CIMを活用し管理・編集が可能な3次元データによる、以下を例にした概略設計を行う。なお、概略設計にあたっては、本事業の設計方針を提案し、JICAとの協議・合意を得るとともに、先方実施機関からも合意を得る。また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版および2023年に一部補完）」を参照して設計総括表を作成し、JICAに対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

なお、概略設計においては、プロポーザルで提案したCIM/BIMの活用の具体的な内容を反映すること。

- 1) 設計基準：相手国の設計基準・その他規制等を満たせる前提とする。
 - 2) 橋梁およびアプローチ道路設計計画の策定、幾何構造（平面図、標準断面図）、構造計算、路床設計、舗装構成
 - 3) 橋梁：上部構造、下部構造
 - 4) 施設：秤量所、維持管理事務所、電気設備・保守設備・防災設備等
- なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版および2023年に一部補完）²」を参照して設計総括表を作成し、JICAに対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

(1 2) 施工計画・実施スケジュール

1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合はJICAから提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

² https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html

- 5) 資機材調達計画
本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。
 - 6) 事業実施スケジュールの策定
施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。
- (13) 免税措置の確認
当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。
 - (14) 本事業実施にあたっての留意事項の整理
本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に以下の観点は留意する。
 - (15) コンサルティング・サービス
本業務の調査結果を踏まえ、本事業の実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転、環境社会配慮、運営・維持管理計画策定等）の内容とその規模（業務人月）について提案する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。
 - (16) 事業費
事業費については、以下に従って積算する。
 - 1) 事業費項目
概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。また、各項目の算出方法等を JICA から指示することがある。
 - ア. 本体事業費
 - イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
 - ウ. 本体事業費に関する予備費
 - エ. 建中金利
 - オ. フロントエンドフィー
 - カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
 - キ. その他 1（融資非適格項目）
 - ①用地補償等
 - ②関税・税金
 - ③事業実施者の一般管理費
 - ④他機関建中金利
 - ク. その他 2（融資非適格項目だが、事業の性質によっては適格化も可）
 - ①完成後の委託保守費
 - ②初期運転資金

- ③移転地整備にかかる費用
- ④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ⑤当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

2) 算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援ファイル(Excel)の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版および2023年に一部補完）」を参照する。

4) 総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版および2023年に一部補完）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳 (Bill of Quantity: BQ)、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに JICA に提出する。

なお、直接工事費の内訳 (Bill of Quantity: BQ) は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化する。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記する）。

6) コスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

7) 妥当性の検討

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや当国政府等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、上記で実施した概略事業費の妥当性を示す資料として同時に提出する。

- 実施時期
- 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- 設計条件・仕様
- 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(17) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRR の算出は、別途 JICA から提供される IRR マニュアルを参考とする。

(同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。)

1) 定量的効果

• 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例 (JICA、2020 年 2 月)」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の 2 年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案する。

- 年平均日交通量 (台/日)、
- 旅客数 (人/日)
- 貨物量 (トン/日)

• 内部収益率 (IRR)

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率 (EIRR) を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率 (FIRR) も併せて算出する。算出に当たっては JICA から提供される「IRR (内部収益率) 算出マニュアル」に準拠する。なお、IRR 算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。

- 計算根拠 (算出における仮定・前提、単価の設定根拠等を含む)
- 算出に使用した計算シート (Microsoft Excel の電子データ)

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業 (本事業における受注企業以外) への裨益効果についても検討する (例: 借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等)。

(18) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応募の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。

「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン (2012 年 4 月)」に基づき提案する。

1) フィリピンにおける当該類似事業の調達事情

- 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- 現地コンサルタント (詳細設計、入札補助、施工監理) の一般状況
- 現地施工業者の一般事情 (施工実績、保有する建設機械等)

2) 入札手法、契約条件の設定

- 調達方式
- 契約約款
- 契約条件書等の設定の基本方針
- 適用する JICA 標準入札書類等

3) コンサルタントの選定方法

- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法 (QCBS/QBS) 等

- 4) 施工業者の選定方針
 - PQ条件の設定
 - 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
 - Local Competitive Bidding (LCB) の採否等
- (19) 事業実施、運営・維持管理体制の検討
- 相手国にて実施されている類似業務（道路・橋梁の整備事業）の実施体制や制度などを調査・把握し、相手国政府の評価を通じて、本事業実施や運営維持管理に必要な体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。
- 1) 組織体制
相手国実施機関および運営維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制や、相手国で実施されている道路・橋梁セクター整備に係る類似事業の実施・運営維持管理体制、制度を把握した上で、本事業における体制の在り方について検討する。
 - 2) 財務・予算体制
相手国実施機関および運営維持管理機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理し、本事業における体制の在り方について検討する。
 - 3) 技術体制および支援の必要性
相手国実施機関および運営維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理し、本事業における体制の在り方および、施工・調達・維持管理等にかかる技術的な支援の必要性について検討する。
 - 4) 類似事業の実績
相手国実施機関および運営維持管理機関が主体となった同規模の事業実績（実施中含む）において確認された課題・教訓を整理し、本事業における対処方針を検討する。
- (20) 環境社会配慮
- 相手国政府の環境法令及び「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）」（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB 案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。
- 1) ベースとなる環境社会の状況の確認
汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。
 - 2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等

- 当国の制度における手続きや所要期間
 - 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - 関係機関の役割
- 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
 - 4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
 - 5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
 - 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
 - 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」（案）の作成
 - 8) 予算、財源、実施体制の明確化
 - 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。
 - 10) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合 供用段階における排出量推計

また環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

(2.1) 用地取得・住民移転計画案の作成

選定された路線に対して調査対象世帯数を概算し、住民移転計画案作成に係る TOR を作成する。また、調査計画段階（「住民移転計画案作成方針」段階）における助言委員会に係る資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

JICA 環境社会配慮ガイドライン及び世界銀行 ESS5 に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 1) ~ 12) のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20% を対象とした家計・生活調査結果

- 4) 補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する法的枠組みの乖離
- 5) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 6) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 7) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 8) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 9) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）の特定及びその責務
- 10) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 11) 費用と財源
- 12) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 13) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

必要に応じて、簡易住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(22) ジェンダー配慮に係る調査と計画策定

1) 現状把握

本事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記を踏まえた実施機関とのジェンダーバランス協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ① 本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ② ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- ③ ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(23) 気候変動対策としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業の実施により、渋滞緩和、物流の効率化等が期待され、温室効果ガス排出量削減へ貢献、また相手国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策・適応策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」と（JICA Climate-FIT）（緩和策）（JICA 2022 年）」の該当箇所等を参考に、本事業を通じた適応・緩和効果（気候変動により発生する危害の回避・低減効果、温室効果ガス排出削減効果等）の推計を行う。推計を行った結果及びそのバックデータを、JICA に提出する。

(24) 本邦企業説明会

本事業に関する本業務の本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、JICA 本部の確認・承認を得る。また、JICA 本部の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明、質疑対応等を行う。会場は原則、JICA の施設を利用し、説明会は 1 度、ドラフトファイナルレポート相当の情報が確認できたタイミングで開催する。

(25) 有識者からの意見聴取

本調査業務で発注者が外部有識者等の助言・意見を聴取するためにアドバイザー委員会を設置する場合、受注者は資料の作成や現地踏査への案内等の便宜をはかることとする。

(26) プルーフエンジニアリング実施のための資料作成

本調査の成果については、JICA が別途雇用するコンサルタントによる照査を行う（プルーフエンジニアリング：PE）。そのため以下の時期において JICA が指示する内容を簡潔に整理し、その内容について承諾を得るものとする。なお、各時期において主に整理する内容は、以下を予定している。

1) 業務計画書案の提出時

- 調査の基本方針
- 工事費積算に当たっての留意事項（事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点）

2) 工事費積算の作業開始直前

- 工事費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法）
- 適用予定の本邦工法・技術

3) 工事費積算（案）の提出直後

- 事業費積算（案）
- 工期（雨季・冬季・出水期における休工期間を考慮する）

- 主要工種の工法（仮設・架設を含む）

受注者は、この PE の結果を踏まえて各レポート等に必要な修正を行う。
なお、PE には約 4 週間（業務計画書案の提出時においては約 3 週間）を要するため、PE 結果を踏まえた修正作業期間を考慮して説明資料提出時期を設定する。

（27）レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第 6 条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、提出時期の 1 ヶ月前を目安に案を JICA に提出し、レビューと校正を経て確認・承認を得ることとする。
- 2) ファイナルレポート以外の各レポートは、JICA の承認を得たのち、相手国関係機関等に対し内容を説明し、協議・確認する。
- 3) 相手国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するため、別途 JICA から情報提供を求められた場合は、指定された様式で提供する。

第6条 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（５）ファイナルレポート及び（６）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

（１） 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部 数：和文（PDF）

（２） インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文・英文（PDF）

（３） インテリムレポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、概略設計と最適位置の検討結果等

提出時期：調査開始5ヶ月以内を目処

部 数：和文要約・英文（PDF）

（４） ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む。

提出時期：履行期限の3ヶ月前を目処

部 数：和文要約・英文（PDF）

（５） ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む。

提出時期：契約履行期間の末日とする

部 数：和文要約10部、英文15部、CD-R 1部、PDF

※ファイナルレポートについては、調査結果の概要を10ページ程度で取りまとめ、和文要約版、英文版の最初の部分に入れる。また、以下などの情報が含まれる場合、一定期間非公開となるため、JICA と協議のうえ、該当情報を除いた英文5部及び和文（要約）5部（それぞれ簡易製本版）を作成する。

- コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- 民間企業の事業や財務に関わる情報

（６） デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナルレポートと同時提出

部 数：CD-R 1部

（７） 収集資料

内 容：本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付する。

提出時期：ファイナルレポートと同時提出

部 数：CD-R 1部

(8) データ

内 容：第4条(11)のとおり、本業務を通じ作成した3次元データ(BIM/CIM等)、ベクトル・ラスターデータ、広報用データなど。

提出時期：ファイナルレポートと同時提出

部 数：CD-R 1部

(9) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録(M/M)を作成し、JICAに5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料(各報告書の和文要約を含む)をJICAに提出する。

2) 業務従事月報

JICA規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までにJICAに提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しをJICA(現地調査の場合で現地にJICA事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む)に速やかに提出する

4) その他

5) 上記の提出物のほかに、第5条で報告書に記載せず別途JICAに提出することとした情報や、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

以上